

令和4年(行ヒ)第360号、同年(行ツ)第318号 犯罪被害者給付金不支給
裁定取消請求上告事件

上告人(一審原告) 内山靖英

被上告人(一審被告) 愛知県(処分行政庁:愛知県公安委員会)

弁論要旨書

令和6年2月21日

最高裁判所第三小法廷 御中

被上告人指定代理人

春 名 茂
松 本 真
藤 澤 裕 介
田 原 昭 彦
伊 東 真 依

1 はじめに

被上告人は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯給法」という。）における犯罪被害給付制度の目的について述べた上、その目的と同法5条1項1号（以下「本件規定」という。）の内容及びその趣旨を踏まえると、犯罪被害者と同性の者は、本件規定にいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」には該当しないこと、本件規定により結果として異性間の人的結合関係と同性間の人的結合関係とが別異に取り扱われること（以下「本件別異取扱い」という。）をもって、本件規定が憲法14条1項に違反するものではないことについて述べる。

2 犯罪被害者と同性の者は、本件規定にいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当しないこと

(1) 犯給法による犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為による被害を受けた者又はその遺族が、民法上は不法行為制度がありながら、事実上損害賠償を受けられない場合が多いという状況を前提として、社会連帯共助の精神をもって、その給付により社会的に気の毒な立場にある犯罪被害者の被害の緩和を引き受けようとするものである。このように、犯罪被害給付制度は、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することをその本質とするものであり、犯罪被害者給付金は、国民の信頼確保を主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有するものである。

このような制度のありようからすれば、同制度に基づく給付金の受給権者の範囲や給付要件等については、国民感情を含めた社会状況等を十分に踏まえて判断する必要がある。これに加えて同制度が国の一般財源によって行われることも踏まえる必要がある。したがって、同制度に基づく給付金の受給権者の範囲の解釈は、我が国の法制度全般に対する国民の信頼を確保するという犯給法の目的に適合的なものである必要がある。かつ、法制度全体との適合性を重視した他の法制度の趣旨や文言等とも適合し、整合する解釈をす

べきであり、さらに、国民感情を含めた社会状況等をも踏まえて解釈をすべきである。

- (2) 本件規定にいう「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」の「婚姻関係」という文言は、犯給法が特別の規定を置いていないことに照らし、民法における婚姻関係の規定を前提としているものである。憲法24条1項は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」と定め、同条2項の法律として婚姻の要件を定める民法においても、750条等が、婚姻により配偶者関係にあるものを「夫婦」と定めている。そうすると、少なくとも現在の我が国における社会通念を前提とすれば、同性同士の関係において、「内縁」の要件とされる、社会通念上の「夫婦」になる意思や、社会通念上「夫婦」としての共同生活の実態が存在すると認められる関係を認めることはできず、同性同士の関係に内縁関係が成立すると考えることは、現時点においては困難といわざるを得ない。

このことは、内縁関係保護の沿革や犯給法5条1項に類似した規定を置く厚生年金保険法等の法令の解釈の状況においても同じであり、内縁関係は男女間の関係であることを当然の前提とするものといえることができる。

したがって、本件規定にいう「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」は、異性間の内縁関係にある者を意味すると解すべきである。

- (3) 犯罪被害給付制度は、犯給法によって初めて国民に一定の権利が付与される創設的・授権的制度である。立法府は、本件規定において、異性同士の関係にある者を遺族給付金の支給対象者として想定し、その範囲を画した上、犯給法5条3項により支給対象者の順位を定めているから、支給対象者に同性同士の関係が含まれると解釈することは、現行法が想定していない事態を招く結果となる。

- (4) 様々な事態の変遷等による解釈の変更という観点からみても、本件規定の「配偶者」に同性パートナーが含まれると解釈することは、昭和55年の本

件規定制定時には予定されていなかったところ、平成29年の本件処分当時においても、同性婚の法制化が実現する具体的なめどが立っていなかったことなどの当時の状況に照らし、同性間の共同生活関係を、異性間の共同生活関係ないし婚姻関係と同視することが要請されるとの社会的な意識が醸成されていたということとはできない。そうすると、本件規定の解釈を、同性パートナーを遺族給付金の支給対象とする旨の解釈に変更することは、そもそも解釈の変更をすべき事態の変遷等が認められない上、そのような解釈の変更は、我が国の婚姻法秩序を実質的に変容させるものであり、法解釈の限界を超える実質的な立法作用というべきものであるから、司法判断の限界を超えるものであって、許されないものと解される。

(5) したがって、仮に同性同士の関係についても遺族給付金の受給権者に含めようとするのであれば、立法府による犯給法の改正を待つべきである。

3 本件規定が憲法14条1項に違反するものではないこと

(1) 先に述べた犯給法の目的、犯罪被害者給付金の性格、犯罪被害給付制度が創設的・授権的なものであること、制度の実施が国の一般財源によりまかなわれていること等からすれば、同制度に基づく給付金の受給権者の範囲や給付要件等は、国民感情を含めた社会状況等を十分に踏まえつつ行われる立法府の政策判断に委ねられるべき事項であり、立法府はその決定について広範な裁量を有するものである。

(2) 本件規定は、犯給法の目的と犯罪被害者給付金の性質を前提として、民法が法律婚主義を採用していることを踏まえて、第1次的に死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者を遺族給付金の受給権者としつつ、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者をも受給権者としたものである。これは、私法の一般法である民法の規定に基づく婚姻法秩序に適合しているという意味において、我が国の法制度全般の信頼確保に資するものであるから、立法目的と

して十分な合理性が認められるというべきである。

そして、我が国においては、婚姻法秩序として、婚姻関係や夫婦の概念は男女の関係を前提としており、同性同士における婚姻関係は想定されていない。そうすると、本件規定が、同性カップルを保護の対象とせず、本件別異取扱いをしているとしても、このことは、民法に基づく婚姻秩序が男女の関係を前提とし、同性同士の婚姻関係を想定しないという現行の法制度に適合するものであるから、他の法制度と適合的な制度とすることによって法制度全般に対する国民の信頼を確保するという立法目的を達成する手段・方法として合理性を有するといえる。

したがって、本件別異取扱いが、同性愛者と異性愛者との間に性的指向による異なる取扱いを結果的に生じさせているとしても、合理的な根拠を欠く差別的取扱いに当たるとすることはできず、立法府が有する裁量権の範囲を明らかに逸脱し、又はこれを明らかに濫用したものとはいえないから、本件規定は、憲法14条1項に違反するものではない。

4 結論

よって、本件上告は棄却されるべきである。

以 上